

新宮市告示第 71 号

新宮市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

新宮市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成17年新宮市告示第29号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄の下線が引かれた字句に対応する改正前の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の下線が引かれた字句を加える。

改正後	改正前
(対象者) 第3条 (略) (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。<u>また、ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、指定を受けた教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。</u> (2)・(3) (略) (支給額等) 第5条 (略) (1) (略) (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者(次号に掲げる者を除く。)) 教育訓練経費の60%に相当する額とする。ただし、その60%に相当する額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円。<u>ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円</u>)とし、12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。	(対象者) 第3条 (略) (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。 (2)・(3) (略) (支給額等) 第5条 (略) (1) (略) (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者(次号に掲げる者を除く。)) 教育訓練経費の60%に相当する額とする。ただし、その60%に相当する額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。

改正後	改正前
(3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者)(当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した(当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。))者に限る。) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学科及び受講料に限る。)の額に100分の85を乗じて得た額(その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額(この場合240万円を超えときは、240万円。<u>ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えときは、300万円</u>)とし、その額が12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。) (4) (略) 2 (略) (訓練給付金の支給等) 第8条 (略) 2 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない<u>事由</u>がある場合には、この限りでない。 3・4 (略)	(3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者)(当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した(当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む) 者に限る。) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学科及び受講料に限る。)の額に100分の85を乗じて得た額(その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額(この場合240万円を超えときは、240万円)とし、その額が12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。) (4) (略) 2 (略) (訓練給付金の支給等) 第8条 (略) 2 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない<u>理由</u>がある場合には、この限りでない。 3・4 (略)

改正後	改正前
5 第5条第2号に規定する者に対する訓練給付金の支給に限り、訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の13第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定する。	5 第5条第2号に規定する者に対する訓練給付金の支給に限り、訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定する。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 7 条関係）

(表)
自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

年 月 日

(あて先)
新宮市長

申請者氏名

下記の教育訓練について、自立支援教育訓練給付金事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住 所	〒	電話	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦資格取得・公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無等の状況	・ 資格取得の状況 ・ 受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない ・ その他		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
⑨准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある ・ ない		
(備考)			

(裏)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行う必要があります。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 7 条関係）

（表）
自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
②住 所	〒		電話
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 受 講 開 始 日 ）		
⑥所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦支給方法			
（上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載） ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査し、上記のとおり指定することとしたので通知します。

年 月 日

新宮市長

(裏)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」及びこの通知の写しを含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第8条関係）

（表）

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

（あて先）
新宮市長

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	個人番号			
②住 所	〒		電話	
③教育訓練施設の名称				
④教育訓練講座の名称				
⑤教育訓練の期間 うち支給単位期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受 講 開 始 日) うち 年 月 日 ～ 年 月 日 (初 日) (末 日)			
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円			
⑦雇用保険法による一般 教育訓練給付金の受給額	円			
⑧払込先金融機関	金融機関名		口座の種類	普通・当座・その他
	支店名		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			
(備考)				

(裏)

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日（特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 30 日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して 30 日以内）です。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 6 月 9 日から施行し、改正後の新宮市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後当分の間、改正前の様式による申請等は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。